

## ME-BYO BRAND 認定制度に関する募集要項

### 1 事業の趣旨

グローバルに未病産業をリードするトップランナーとして、優れた未病関連の商品・サービスを「ME-BYO BRAND」として県が認定することにより、未病産業の魅力を周知するとともに、産業化の牽引を図るものです。

### 2 応募資格

次のすべての要件を満たすもの

- (1) 未病産業研究会の会員（法人）であること（入会予定を含む）
- (2) 県税等の滞納がないこと
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと

### 3 応募対象となる商品・サービス

(1) 次のすべての要件を満たす未病関連商品・サービス

- ・ 生活習慣、生活機能、メンタルヘルス・ストレス、認知機能等の領域において、未病の見える化若しくは未病の改善に資するもの、又は未病産業振興の基盤となり得るもの
- ・ 県民の意識・行動変容につながるもの
- ・ 既に市場化している又はおおむね一年以内に市場化が見込まれるもの
- ・ 安全性が担保されているもの

(2) 除外要件

ア 食品

ただし、サービスの一部に食品が含まれているものはこの限りではない。

(例：生活習慣改善プログラムのうち食品が含まれるもの)

イ 他の知的財産権を侵害しているものや法令等違反或いはそれに抵触の恐れのあるもの。

## 4 審査の観点

ME-BYO BRAND は、未病産業を牽引するトップランナーとなる商品・サービスを認定するため、県民の健康に貢献する信頼性（有効性）と併せて、社会システムを変えるという観点（先進性・市場性・将来性）も重視しています。また今年度は、コロナ禍における健康課題の解決及びポストコロナ時代を見据えた観点からも評価します。

（1）有識者等による審査会での評価を経て、認定商品・サービスを決定します。

（2）評価項目及び配点

（認定基準：計 100 点のうち 70 点以上）

各評価項目内の視点を参考までに例示します。

① コンセプト適合性（25 点）

- ・ 社会的課題の解決に資するインパクトを有するか。
- ・ コロナ禍における健康課題解決に資するか。

② 信頼性（25 点）

- ・ 査読付き論文等により、有効性の裏づけがなされているか。
- ・ 実証事業（神奈川 ME-BYO リビングラボなど）等により、有効性の検証を行っているか。

③ 先進性（20 点）

- ・ これまで国内市場に存在していない新たな価値の提供が期待できるか。
- ・ 類似の商品と比較し、大いに差別化されているか。
- ・ 知的財産権の取得（出願）若しくは保護が図られているか。

④ 市場性（15 点）

- ・ 消費者や取引先に広く評価される等の市場開拓の可能性があるか。
- ・ 海外市場への展開の可能性があるか。
- ・ ポストコロナ時代における市場展開の可能性があるか。

⑤ 将来性（15 点）

- ・ 本商品やサービスが普及することで、既存の社会システムを変える可能性があるか。

（3） なお、審査は原則として提出書類により実施しますが、必要に応じて、電話・メール等でのヒアリングや、オンライン等での面談を依頼する場合があります。また、補足のための追加資料の提出をお願いする場合があります。

## 5 応募方法

申請の受付期間

令和3年11月16日（火）～ 同年12月16日（木）17時（必着）

### （1）提出書類（電子データ含む）

※ 申請書及び各添付書類をセットにしたものを一組として、正本1組＋副本10組をご提出願います。また、提出に際し、電子データのあるものについてはCD-ROM等での提出も併せて願います。

提出書類 ※必要な書類は限定して提出してください		提出方法
①	申請書（別紙1）	必須
②	有効性・安全性に関する論文等情報整理表（別紙2）	必須
③	②に関する論文等の資料 ※別紙2に概要を記載した資料は提出必須	任意
④	財務諸表	必須*
⑤	会社案内	任意
⑥	商品・サービスのパンフレット・カタログ等	任意
⑦	知的財産権の取得に関する資料、商品・サービスをPRする補足資料等 ※別紙1で上記内容について記載した場合は提出必須	任意

※財務諸表をHPで公表している場合、申請書（別紙1）にURLを記載することで提出不要

### （2）提出時の宛先

※ 原則以下での提出となりますが、やむを得ない場合等は持参も受け付けます。

ア 郵送・宅配の宛先（書類、CD-ROM等）

〒231-8588 横浜市中区日本大通1  
神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室  
未病産業グループ 新保

イ 電子データの宛先

[hcnf.mebyo-ict@pref.kanagawa.jp](mailto:hcnf.mebyo-ict@pref.kanagawa.jp)

## 6 認定によるメリット

- (1) 認定商品・サービス及びその広告に「ME-BYO BRAND ロゴ」及び商標「ME-BYO」を使用することができる。
- (2) 県が主催する未病産業関連のイベント等で、認定商品・サービスをPRすることができる。
- (3) 県は、記者発表やホームページ等により、認定商品・サービスを積極的にPRする。
- (4) 認定商品・サービスの利用券等は、県に対する寄附金を支出する者への「返礼品」の対象として取り扱うことができる。

※「返礼品」については、平成31年4月1日付け総務省告示第179号の内容を遵守し、ふるさと納税の趣旨を踏まえたものに限ります。また、別途申込みが必要です。



## 7 認定期間

認定期間は、認定日から起算して5年後に相当する日の属する県の会計年度末です。認定企業が、認定期間満了後も引き続き認定を希望する場合には、別に定めます。

## 8 審査結果の通知

県から申請者に対し、令和4年3月上旬～中旬頃に通知する予定です。また、認定証授与式は、同年3月下旬を予定しています。

## 9 販売状況等の報告について

認定を受けた企業には、認定商品・サービスの販売等の状況を県に報告していただきます。（県が別途通知します）

## 10 その他

### (1) 変更申請

認定後に商品・サービスの内容に変更が生じた場合には、変更の申請を行ってください。変更の程度に応じ、再審査を行うこともありますのでご了承ください。

### (2) 認定取消し

認定後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、認定の取消しとなります。

ア 申請者が、「2 応募資格」を満たさないこととなった場合

イ 認定商品・サービスが「3 応募対象となる商品・サービス」の要件を満たさないことが判明した場合

ウ 事業の継続が困難となった場合